

令和6年4月1日から水道料金を全体で7.2%程度改定します

改定
ポイント

- 群馬県からの受水費用の削減により、改定率を水道事業経営戦略で想定した10%から7.2%に補正し、少量使用者への影響を抑えて改定します。
- 安定した水道料金収入を確保するため、基本料金を値上げし、全体収入における基本料金の収入割合を高めます。
- 大量使用者への影響を考慮し、水量料金の101m³以上の単価を据え置きにし、1～100m³の単価のみ5円値上げします。（水量料金の値上げ上限額は500円/2カ月）

料金改定の内容

基本料金（2カ月あたり・税抜）

口径	現在	改定案	差額
13mm	1,380円	1,520円	140円
20mm	1,800円	2,100円	300円
25mm	3,600円	4,220円	620円
30mm	8,200円	9,600円	1,400円
40mm	19,000円	22,200円	3,200円
50mm	37,000円	43,200円	6,200円
75mm	67,000円	78,400円	11,400円
100mm	90,000円	105,400円	15,400円
150mm	180,000円	210,600円	30,600円

水量料金（1m³あたり・2カ月あたり・税抜）

水量区分	現在	改定案	差額
1～20m ³	65円	70円	5円
21～40m ³	110円	115円	5円
41～100m ³	125円	130円	5円
101m ³ ～	145円	145円	0円



市内水道管からの漏水

料金改定の必要性

地方公営企業である水道事業には独立採算制の原則があり、使用者の皆様の水道料金によって事業が運営されています。

本市の水道事業は、これまで安全で安心な水道水を安定的に供給してきましたが、水道施設は整備から60年を経過したものや、昭和40年代の水需要の増加に伴って整備した施設が多くあり、経年化が進んでいます。老朽化した水道管では、漏水や濁り水の発生する可能性が高くなり、市民生活に大きな影響を与える恐れがあることから計画的に更新する必要があります。さらに、災害発生時の水道施設被害を最小限に抑えられるよう施設の耐震化についても速やかに進めなければなりません。

中長期的な経営の基本計画である「水道事業経営戦略」では、老朽化した水道施設の更新や耐震化工事を実施していくにあたり、多大な費用が見込まれています。

これまで事業の民間委託や職員数の削減などの経費削減に努めてきましたが、このままでは資金が足りなくなる恐れがあります。

今後必要となる資金を確保し、将来世代に負担を先送りにしないために、水道料金を改定する必要があります。

この水道料金改定（案）は、水道料金等審議会で審議を行い作成したものです。

審議会の議事録は市ホームページ、上下水道局総務課、市役所本庁および各支所の市民情報コーナーで確認することができます。

また、「水道事業経営戦略（R4年度改定）」についても同様の場所で確認することができます。

改定後の水道料金

主に一般家庭における水道料金（2カ月あたり・税抜）

使用水量	メーター口径13mm			メーター口径20mm		
	現在	改定案	差額	現在	改定案	差額
10m ³	2,030円	2,220円	190円	2,450円	2,800円	350円
20m ³	2,680円	2,920円	240円	3,100円	3,500円	400円
30m ³	3,780円	4,070円	290円	4,200円	4,650円	450円
40m ³	4,880円	5,220円	340円	5,300円	5,800円	500円
50m ³	6,130円	6,520円	390円	6,550円	7,100円	550円
60m ³	7,380円	7,820円	440円	7,800円	8,400円	600円
70m ³	8,630円	9,120円	490円	9,050円	9,700円	650円
80m ³	9,880円	10,420円	540円	10,300円	11,000円	700円
90m ³	11,130円	11,720円	590円	11,550円	12,300円	750円
100m ³	12,380円	13,020円	640円	12,800円	13,600円	800円

主に店舗・工場などにおける水道料金（2カ月あたり・税抜）

メーター口径	平均使用水量	現在	改定案	差額
25mm	102m ³	14,890円	16,010円	1,120円
30mm	211m ³	35,295円	37,195円	1,900円
40mm	373m ³	69,585円	73,285円	3,700円
50mm	731m ³	139,495円	146,195円	6,700円
75mm	1,923m ³	342,335円	354,235円	11,900円
100mm	2,856m ³	500,620円	516,520円	15,900円
150mm	9,913m ³	1,613,885円	1,644,985円	31,100円

水道料金計算方法

改定後の水道料金について、メーター口径20mmの水栓で2カ月40m³の水道を使用した場合

基本料金	2,100円
水量料金	1,400円（20m ³ ×70円）
	2,300円（20m ³ ×115円）

合計 5,800円
 <上記金額に別途消費税がかかります。>



水道料金等審議会
ホームページ



水道事業経営戦略
ホームページ

令和6年4月1日から下水道使用料を全体で15%程度改定します

改定
ポイント

- 1 下水道使用料は平成10年(1998年)の改定以来、26年ぶりの改定となります。
- 2 安定した下水道使用料収入を確保するため、基本使用料を2カ月で500円(税抜)値上げし、全体収入における基本使用料の収入割合を高めます。
- 3 大量使用者への影響を考慮し、水量使用料の51m³以上の単価を据え置きにし、1~50m³の単価のみ値上げします。(水量使用料の値上げ上限額は160円/2カ月)

※下水道使用料は公共下水道・農業集落排水・市設置浄化槽の利用者が支払う使用料です。
個人で浄化槽を設置して汚水処理している方には、下水道使用料はかかりません。

使用料改定の内容

基本使用料(2カ月あたり・税抜)

現在	改定案	差額
900円	1,400円	500円

水量使用料(1m³あたり・2カ月あたり・税抜)

水量区分	現在	改定案	差額
1~20m ³	53円	58円	5円
21~50m ³	93円	95円	2円
51~100m ³	106円	106円	0円
101~500m ³	109円	109円	0円
501m ³ ~	113円	113円	0円

使用料改定の必要性

地方公営企業である下水道事業には独立採算制の原則があり、汚水処理に要する経費については、本来、下水道使用料で賄わなければなりません。

しかしながら、本市の下水道事業では、これまで事業の民間委託や職員数の削減などの経費削減に努めてきましたが、使用料収入だけでは経費を賄うことができず、その財源不足を一般会計からの繰入金で補てんすることで事業を運営しているのが現状です。繰入金には下水道を利用していない市民の税金も含まれていることから負担の公平性に反するため、繰入金による補てんを解消していく必要があります。

また、中長期的な経営の基本計画である「下水道事業経営戦略」では、このような厳しい経営状況の中でも、汚水処理人口普及率の向上のための管きよ整備や老朽施設の補修・更新などに多大な投資を見込んでいます。

必要な投資を遂行しながら今後更なる経営の健全化を図り、将来世代に負担を先送りにしないために、下水道使用料を改定する必要があります。

下水道事業の経営指標 【公共下水道の場合】

使用料単価(下水道使用料として徴収している排水量1m³あたりの単価)

現在(R3年度)	改定後(R6年度)見込	国が求める適正水準
103円/m ³	118円/m ³	150円/m ³

経費回収率(使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄われているかを表した指標)

現在(R3年度)	改定後(R6年度)見込
68.8%	79.0%

※100%以上が望ましい

改定後の下水道使用料

使用水量別の下水道使用料(2カ月あたり・税抜)

使用水量	現在	改定案	差額
10m ³	1,430円	1,980円	550円
20m ³	1,960円	2,560円	600円
30m ³	2,890円	3,510円	620円
40m ³	3,820円	4,460円	640円
50m ³	4,750円	5,410円	660円
60m ³	5,810円	6,470円	660円
70m ³	6,870円	7,530円	660円
80m ³	7,930円	8,590円	660円
90m ³	8,990円	9,650円	660円
100m ³	10,050円	10,710円	660円
500m ³	53,650円	54,310円	660円
1,000m ³	110,150円	110,810円	660円

下水道使用料計算方法

改定後の下水道使用料について、
2カ月40m³の汚水を下水道に流した場合

基本使用料	1,400円
水量使用料	1,160円(20m ³ ×58円)
	1,900円(20m ³ ×95円)

合計 4,460円

<上記金額に別途消費税がかかります。>



▲水道料金等審議会
ホームページ



▲下水道事業経営戦略
ホームページ

この下水道使用料改定(案)は、水道料金等審議会で審議を行い作成したものです。審議会の議事録は市ホームページ、上下水道局総務課、市役所本庁および各支所の市民情報コーナーで確認することができます。また、「下水道事業経営戦略(R4年度改定)」についても同様の場所で確認することができます。